

「絵葉書」にみる大岡越前守と菩提所浄見寺

平山孝通*1・坂井源一*2

1 はじめに

郷土史を研究されている方から、興味深い資料のご提供がありました。大岡越前守忠相と浄見寺に関わる「絵葉書」です。じっくりと読み解きましょう。

2 「絵葉書」を読み解く

読み解く対象は、袋入りが2点で各5枚入り、バラ5枚、その他「浄見寺縁起」と「廟宇復興記念碑の拓本」の合計17枚です。

絵葉書は、A～Eの5分類にしました。分類ごとに1からの通し番号を付けて、1点ごとに解説も付けました。(一部は旧字で表示しました。)

絵葉書Aの検討

袋には、「大岡越前守繪葉書、相模浄見寺」とあります。5枚入りです。A1からA5の番号を付けました。以下、この番号で示します。

- A 1 (茅ヶ崎名所) 大岡家累代ノ墓 (其一)
(相模浄見寺)
- A 2 (茅ヶ崎名所) 大岡家菩提所 (其二)
(本堂ト庫裏) (相模浄見寺)
- A 3 (茅ヶ崎名所) 大岡家累代ノ墓 (其三)
(相模浄見寺)
- A 4 (茅ヶ崎名所) 陣屋跡ヨリ海岸ヲ望ム
(相模浄見寺)
- A 5 (茅ヶ崎名所) 大岡越前守忠相公御真筆
(相模浄見寺)

発行されたのはいつ頃でしょうか。

私製絵葉書の発行は、明治33年(1900)10月の郵便法によって許可されてからのことです。「宛名面の形式」で推定すると、「郵便はがき」の表記が、文字を右から書く「右書き」なので

戦前で、宛名面の通信欄が3分の1なので明治末年から大正7年(1918)の間の発行とわかります。もう少し年代を絞って大正元年(1912)11月から大正7年(1918)とします。

A3をみてみましょう。忠相の墓所に角柱が立っています。裏面に「大正元年十一月二十二日 奉告式執(行)・・・」、側面に「奉告使子爵(大岡忠綱)・・・」と読めます。

忠相には大正元年11月19日に従四位の官位が与えられました。忠相は生前に従五位下を与えられていたので、没後161年を経て官位が上がりました。

大正元年11月15日～19日に川越で実施された陸軍特別大演習に行幸された天皇は15人への贈位を発表しました。川越藩主柳沢吉保ら3大名、維新期の志士・豪農ら9人、勘定奉行川路聖謨、関東郡代伊奈忠次、それに町奉行大岡忠相の3人の幕臣に与えられました。忠相は「徳川治世の明吏」(優れた官僚)として称えられての贈位でした。

大正元年11月22日に忠相の子孫である大岡家13代の子爵・忠綱が墓前に贈位の報告を行いました。浄見寺の立つ小出村では村長、小学校長、檀家総代、学校児童、有志らが出迎えました。大岡家と浄見寺の寺檀関係は明治維新时期で一度途絶えましたが、明治43年(1910)11月頃にその絆は復活したようです。

以上のことから、絵葉書Aは、大正元年11月以降大正7年頃に作製されたもので、おそらく忠相の贈位を機に発行されたものでしょう。少なくとも、大正12年(1923)9月1日の関東大震災で浄見寺が大被害を受ける前の墓所(A1)(A3)、本堂、庫裏(A2)及び大岡家歴代の当主はじめ大岡家の人々が目にしたであろう陣屋跡から南の海岸を望む風景(A4)などの

貴重な資料です。

天保12年(1841)に成立した『新編相模国風土記稿』高座郡堤村の項に「大岡氏陣屋蹟、浄見寺の東南にあり、忠右衛門忠政当村を賜りし後ここに土着し、後江戸に移住す」とあります。明治19年(1886)に編纂された「皇国地誌」(「国誌下調」)の堤村の項の、「古跡 大岡氏陣屋蹟」には、「所在・浄見寺の東南字神明谷ニアリ、現状・開墾して圃(畑)トナル、雑項・大岡忠右衛門忠政当村ヲ領セシヨリ此処ニ土着シ後江戸ニ移住スト云フ」と記されています。大岡家は17世紀中期までに江戸に屋敷を賜り移住したため「陣屋蹟」は開墾されて畑となっていたのです。

しかし、絵葉書Aが発行された大正初期の堤村の人々にとって領主(昭和50年代初めの地域の古老たちは、「地頭」や「殿様」という表現をしていました。)であった大岡家の記憶はまだ鮮明であり、「陣屋蹟」に佇み、農作業の傍らこの風景(A4)を眺めたのでしょうか。当時健在であった江戸時代末期に生を受けた村の長老たちにとって江戸時代は幼少期の思い出と重なり大岡家や忠相のことは語り継がれていたことでしょう。

絵葉書Bの検討

袋には、「相模国茅ヶ崎在 大岡家菩提所浄見寺復興記念 昭和五年(1930)十月十九日 廟宇復興會」とあります。5枚入りです。B1からB5の番号を付けました。以下、この番号で示します。ほかには、窓月山浄見寺二十三世菱科顕順師による「◎窓月山浄見寺縁起 ◎大岡家菩提所 ◎寺宝(忠相公御使用品4点 忠相公御真筆1軸)」(B6)が1枚挿入されています。

B1(茅ヶ崎名所)大岡家菩提所浄見寺本堂
(相模浄見寺)

B2(茅ヶ崎名所)廟宇復興記念碑
(相模浄見寺)

B3(茅ヶ崎名所)大岡越前守忠相公墓
(相模浄見寺)

B4(茅ヶ崎名所)大岡陣屋跡ヨリ富岳ヲ望ム
(相模浄見寺)

B5(茅ヶ崎名所)大岡越前守忠相公御真筆
(相模浄見寺)

関東大震災で倒壊した本堂が、7年の歳月をかけて復興した記念の絵葉書です。

B1は、現在の本堂で、90年近くの歴史が積み重ねられています。

B2は、「贈従四位大岡忠相公廟宇塋域修築記念碑」で、司法大臣従三位勲二等子爵・渡辺千冬の篆額、大審院長判事従三位勲二等・牧野菊之助の撰文、前衆議院議員勲四等・山宮藤吉の書で、昭和5年5月に建立されました。

碑の裏には「大岡忠相公頌徳碑」が刻まれています。内閣総理大臣正三位勲一等・浜口雄幸の篆額、従七位文学博士・沼田頼輔の撰文、同・山宮藤吉の書で、建立は同年同月です。

「大岡政談」に由来してでしょうか、司法大臣(現・法務大臣)、大審院(現・最高裁判所)などの法曹界との深い関わりがみられます。山宮藤吉は萩園村出身で鶴嶺村長・県会議員を歴任した書家で茅ヶ崎初の衆議院議員に当選しました。沼田頼輔は鶴嶺小学校訓導も勤めた歴史学者で「旧相模川橋脚」の調査にも従事しました。

2枚の拓本で、書家・山宮藤吉の筆跡をご鑑賞ください。漢文の読み方や解釈は『資料館叢書10 茅ヶ崎の記念碑』(塩原富男著、市文化資料館編)をお薦めします。

B3は、大震災による倒壊から復興した忠相の墓です。

B4は、A4の南(海岸)に対して西(山)を望む陣屋跡からの風景です。大岡家の人々と同じ目線での眺望が楽しめます。

B4とA4との風景で既に畑となっていた陣屋の位置が推定できそうです。昭和5年頃までは、陣屋の跡地に佇むことは日常のことだったので、当時、子どもだった古老の記憶を辿るには永い年月が経ってしまいました。

B 5 と A 5 の軸を比べると、表装の変化が明らかです。

この「真筆」は、堤村上（部落）の石井文四郎家から寄贈されたものです。

村の伝えでは、文四郎の数代前の先祖が、下僕として忠相に使っていました。年月が経ち下僕を下がる際に今までの功労に対して忠相から与えられたものだそうです。知行地の農民と領主の交流が彷彿とされるエピソードといえます。寺への寄贈は贈位に対する祝意でしょうか。そして震災復興を機して表装が新たになされたのでしょうか。軸は昭和 31 年（1956）4 月の「復活第 1 回大岡祭」の際に芹沢の旧家が関わり、100 本のレプリカが作製され、多くの人が求めたそうです。（市文化財保護委員、樋田豊宏・岡崎孝夫両氏のご教示）

なお、「所宝惟賢」は「日本書紀」巻第 17、継体天皇 7 年（513）12 月 8 日の詔の字句で「宝とする所は惟賢（たからとするところは、これさかしきひと）」と読み、中国の「尚書」（「書経」の別名）を出典としています。（和田順一氏のご教示）

さて、忠相はどこでこの字句を学んだのでしょうか。「日本書紀」の可能性も否定はできませんが、若き日の四書（大学・中庸・論語・孟子）五経（易経・書経・詩経・礼記・春秋）の「素読」で得たものではないでしょうか。寺子屋の素読で「書経」のこの字句を日頃耳にしていた堤村の子どもやその親たちは、すぐに理解できたことでしょう。

絵葉書 C の検討

「宛名面の形式」で推定すると、明治 40 年から大正 7 年の間に発行されたものです。

C 1（茅ヶ崎名所）大岡家菩提所 其一
（相模浄見寺） 5

C 1 は震災前の瓦葺きの山門です。向かって右手に立像がみえ、その脇に着物姿の子どもが 2 人座っています。微笑むようにもみえますが、堤村の寺子屋の子どもでしょうか。山門の奥に

は茅葺きの本堂の正面が少しみえます。山門をくぐると、A 2 の本堂と庫裏の風景が目に入ります。ここに幼児が 1 人みえますが、お寺のお孫さんでしょうか。少し進んで左手に振り向くと、A 1 の累代の墓へと上る木戸口があります。坂の上の、門柱のようなイチョウと榎の大木の間には累代の墓がみえます。3 代、4 代、5 代（忠相）などの墓石でしょう。坂を上れば、目の前に A 3 の墓が広がります。

忠相の墓石を B 3、D 1、E 1 で比較してみましょう。

7 枚の絵葉書を順に並べたところ、震災前の境内がみえてきました。楽しい発見です。

なお、昭和 30 年代はじめまで、墓石はこの様な配置でした。現在の位置に移転したときに立ち会った古老によると、墓石の下には何もなかったと残念そうな表情で話していました。（西久保の郷土史家・山口金次氏、昭和 50 年代初め談）

C 2（茅ヶ崎名所）忠相公御使用品

（相模浄見寺） 7

絵葉書 B に挿入（B 6）されている浄見寺二十三世菱科顕順師の纏めた「◎寺宝 忠相公御使用品」に記す 4 点の火鉢、煙草盆、膳具二膳です。膳に描かれている紋章は、右は本紋の「剣輪違い」、左は徳川家康から拝領したといわれる替紋の「把稻の下瑞籠」です。

C 3（茅ヶ崎名所）陣屋跡ヨリ富士ヲ望ム

（相模浄見寺） 8

これは、B 4 と同じ構図です。C 3 のタイトルは陣屋の前の「大岡」の記載がなく、「富岳」と「富士」に違いがあります。B 4 は C 3 を元に編集し、タイトルを変えたものです。

この絵葉書 C は、少なくとも 8 枚シリーズですが、3 点しかありません。このシリーズは画面全体に白い枠が施されています。

横浜開港資料館編『絵葉書でみる風景、100 年前の横浜・神奈川』（有隣堂刊）に、C 1 と C 3 が掲載されていますが、通し番号に重複がみられます。

絵葉書D・Eの検討

D 1 (茅ヶ崎名所) 大岡越前守藤原忠相公墓
(浄見寺発行)

E 1 茅ヶ崎名所 大岡越前守ノ墓 164

D 1、E 1、B 3の3枚の「忠相の墓」の絵葉書について検討しましょう。

3枚はタイトルが異なります。

D 1は「宛名面の形式」で推定すると、明治末年から大正初期の間に発行されたものですが、少し絞って、大岡家と浄見寺の絆が深まった明治43年(1910)11月から贈位を得た大正元年(1912)11月の2年間に絞ります。

理由は、大岡・越前守・藤原・忠相・公墓と「名字・氏」「官職名」「姓」「名前」と全て揃っていて、「～公墓」という敬称も記されている点からです。

「(浄見寺発行)」は今回検討した15枚の中でこれ1枚だけですが、贈位を記念して発行されたもので、しかも、後に検討する正面の石の扉(B 3)がない点を考慮すると、限りなく大正元年11月22日の「奉告式」に近い時点かも知れません。

さて、「大岡・越前守・藤原・忠相」に関する余談を記します。

「大岡」とは？

大岡氏の祖先は、藤原鎌足の21代に当たる九条摂政関白太政大臣・教実の後胤で、関白左大臣・尚経の末子である九条善吉といわれています。善吉は故あって三河国碧南郡大岡村(現・愛知県碧南市)に移り住み、村名の大岡を名字(氏)として大岡善吉と名乗りました。その長男忠右衛門助勝は武勲をあげ、松平広忠(家康の父)より褒美の鐘一振と諱(本名)の「忠」の一字を賜り「忠勝」と改名しました。これによって、大岡家は代々「忠」の字を用いることになり、忠勝を大岡家初代と決めました。忠勝は三河国において73歳で亡くなり「大綱院忠譽

憲月浄見居士」という法名(戒名)が付けられました。天正19年(1591)5月3日に相模国高座郡堤村を賜った2代忠政は父の法名を「寺号」として慶長16年(1611)に「憲月山浄見寺」を建立しました。法名にも「忠」の字がみえます。

「越前守」とは？

大岡忠相は享保2年(1717)2月、普請奉行から町奉行に、歴代最年少の41歳で就任しました。「天下之大才と称」(『耳囊』巻之1)される忠相が故の抜擢で、山田奉行の際に拝領した能登守という官職を越前守に改めました。

この越前守は律令時代(大化改新～奈良・平安初期)の「官職」を引き継いだものでした。

江戸時代の初期、武家は老中や奉行などの実際の役職に関わらず、伝統的な官職に憧れていました。幕府はこれを考慮して、朝廷が授ける官職とは別に、武家に対して独自に官職を授けることにしました。「禁中並公家諸法度」に「武家の官位は、公家当官のほかたるべき事」と規定したのです。幕府が与える官職と位階を、公家と別にすることは、官職も実際の職務とは関係なく与えられることを意味していました。

忠相が得た能登守や越前守も律令時代なら能登国(石川県北部の能登半島付近の中国)や越前国(福井県嶺北、岐阜県北西部付近の大国)を管理する国司(朝廷が諸国に赴任させた地方官、守は長官)でしたが、江戸時代には単なる形式上の肩書に過ぎません。なぜ、越前守へと変わったのでしょうか。地位の向上でしょうか。能登国は中国で、越前国は大国の一つなので気持ちでの向上は否めませんが。実は、町奉行の同僚の中に能登守を称する人物がいたのです。官職に比べて、与えるべき大名などが多いために、同じ官職を名乗る人物が複数いるのはやむを得ないのですが、同じ奉行所の中に、能登守が2人いては混乱するおそれが生じます。よって、忠相は越前守となり、宝暦元年(1751)に死去するまでの34年間、名乗り続けました。

「藤原」とは？

四姓の一つです。藤原氏・平氏・源氏・橘氏の四つの姓を、四姓といいます。源平藤橘(げんぺいとうきつ)ともいいます。大化改新の功績に対して天智天皇は中臣鎌足に「藤原」の姓を与えました。鎌足の子孫は、不比等、藤原四家と続き、中でも房前から続く北家は大勢力となりました。北家から五摂家が分かれ、その一つの九条家から大岡家が誕生しました。

平氏は桓武天皇の孫・曾孫の代に、源氏は清和天皇の孫の代に、それぞれ臣下にするために、姓が与えられ、桓武平氏、清和源氏が誕生しました。

橘氏は女帝・元明天皇(天智天皇皇女)が女官・県犬養三千代に「橘」の姓を与え、その子が橘諸兄を名乗りましたが、平安時代中期頃には廃されてしまいました。

「姓」と「名字」の違いは？

姓は天皇から与えられるものです。姓の例を示しましょう。

藤原の鎌足、藤原の道長、平の清盛、平の将門、源の義家、源の頼朝、源の義経、橘の諸兄などですが。姓と名前を名乗るときにはその間に「の」が入ります。

一方、自分たちで名字は名乗りました。関東地方では桓武平氏や清和源氏らが、原野を開墾(名田、名々の田)して勢力を伸ばしました。分家が増えると姓だけでは区別が難しくなり、それぞれ名田に因んだ字(あざ、別称)をつくり、字(地名)に因んだ名字(苗字)が生まれました。与えられたものではなく必要に応じて自らが名乗るのが名字です。

徳川家康(とくがわ・いえやす)、織田信長(おだ・のぶなが)、大岡忠相(おおおか・ただすけ)など、名字と名前の間には「の」が入りません。

「の」が入れば姓、「の」が入らなければ名字と考えましょう。

さて、「大岡越前守藤原忠相」とは、三河国碧南郡大岡村に土着した藤原鎌足を先祖とする藤原北家から分かれた五摂家の一つ、九条家の血筋

を持つ大岡を名字とする一族で、官職として大岡の越前守(越前国の長官)を授けられた本名は忠相、となります。「忠」は家康の父広忠より大岡家の初代が武勲によって頂いた徳川家との強い絆を持つ誇りある一字です。

本論に戻りましょう。

E 1 茅ヶ崎名所 大岡越前守ノ墓 164

3枚の中で、一番タイトルが短く、大岡・越前守・ノ墓と「名字」「官職名」だけで、「公」という敬称もありません。「164」という通し番号がありますから、()の付かない「茅ヶ崎名所」というシリーズの1枚です。「宛名面の形式」で推定すると、大正7年から昭和8年の間に発行されたものです。絵葉書Cと同じように画面全体に白い枠が施されています。

B 3 (茅ヶ崎名所) 大岡越前守忠相公墓

(相模浄見寺)

昭和5年10月19日発行の絵葉書Bの中の1枚ですが、「宛名面の形式」で推定すると、大正7年から昭和8年の間に発行されたものです。B3とE1は「宛名面の形式」は同じです。大岡・越前守・忠相・公墓と「名字」「官職名」「名前」、最後に「~公墓」と敬称があります。姓の藤原はありません。

B3とE1を比較しましょう。

B3には、塔婆が立てられています。「(梵字5文字)為贈従四位松運院殿前越州刺史興誉仁山崇義大居士・・・」と読めますので、大正元年11月以降の撮影です。墓所の入口には、家紋の剣輪違いが刻まれた石の扉が付けられています。扉は半開きです。後ろの木々もすっきりして、墓の周りは掃かれているかにみえます。

一方、E1には入口の扉がありません。後ろの木々も鬱蒼として、墓石の前庭や周りの落ち葉は自然そのままという状況です。

以上から、B3は贈位の後に扉などが付けられた整備後のもので、E1は整備前と思われます。今後ともこれ以外の資料も含めて推測を重ねたいと思います。

3 おわりに

大正元年頃と昭和5年に発行された浄見寺関連の15枚の絵葉書を検討したところ、思わぬ発見がありました。

①大正12年9月の関東大震災で被害を受ける前の浄見寺の境内がみえてきました。

②大正元年頃に撮影された陣屋跡からの海岸と富士を望む2枚の風景がありました。堤村の人々は陣屋跡に佇み、何を語ったのでしょうか。ここからの風景は、近世から受け継がれてきた堤地域の歴史と文化を形作る記憶に繋がったに違いありません。

③忠相の「真筆」といわれる「所宝惟賢」は、五経の一つである「書経」の字句の中にありました。それは寺子屋の「素読」で耳にする当時としては共通の知識の可能性もあり、それを承知の上で知行地の農民に与えたのでしょうか。真筆は寺宝として、昭和31年頃より市民の周知するところとなり、遺品といえはこの書を目にする機会が多くなりました。

④忠相の墓石の絵葉書が3点ありました。これらを検討して、墓石周辺の変化を追うきっかけが得られました。

謝辞：今回も文化資料館の方々に大変お世話になりました。須藤格氏・久保有生氏・岩城奈都子氏・馬谷原武之氏・松本美虹氏に心より感謝いたします。（平成30年3月3日ひな祭の日）

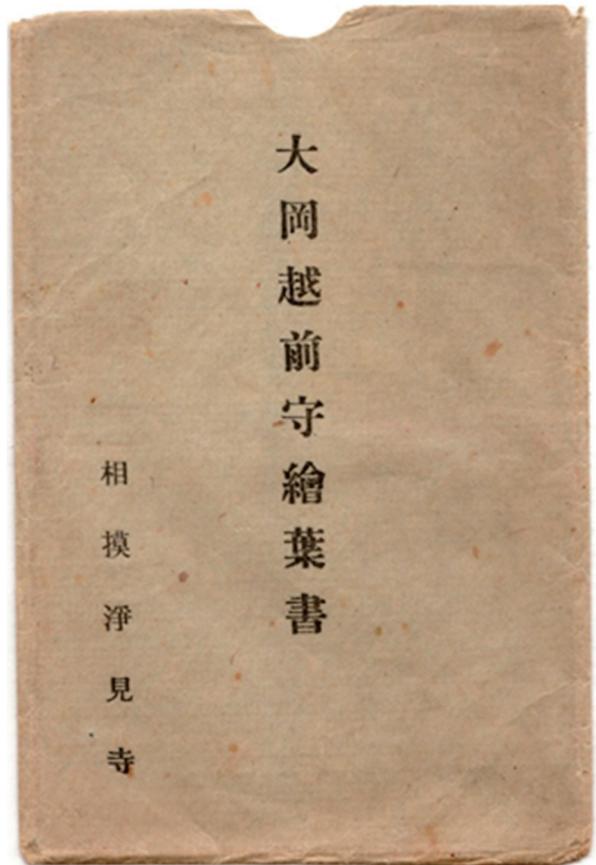
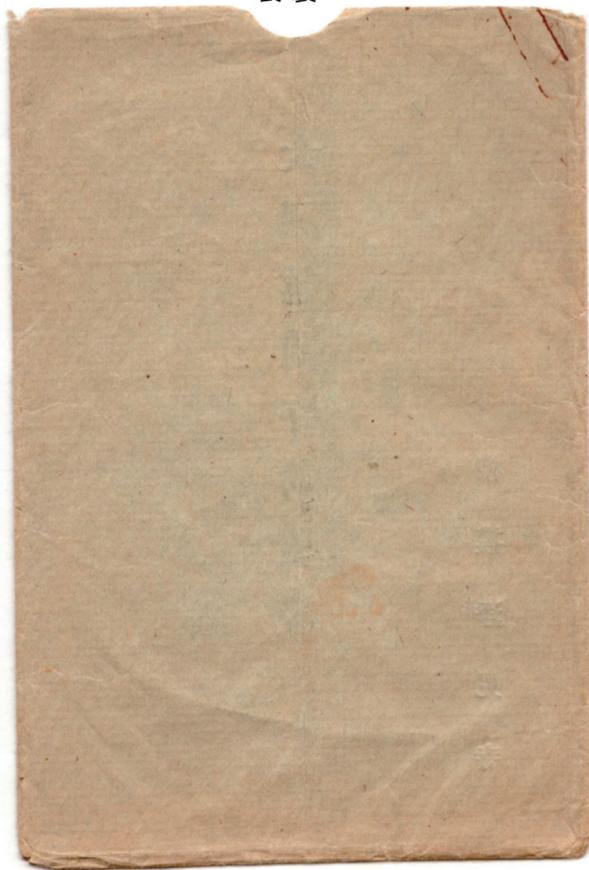
追記：ちがさき丸ごとふるさと発見博物館友の会の「茶話会」で報告させていただきました。いくつかのご意見をいただきました。友の会会員と社会教育課の担当の皆様にご心より感謝いたします。（平成30年3月15日）

*¹ 茅ヶ崎市史協力員

*² 文化資料館と活動する会（民俗行事部会）

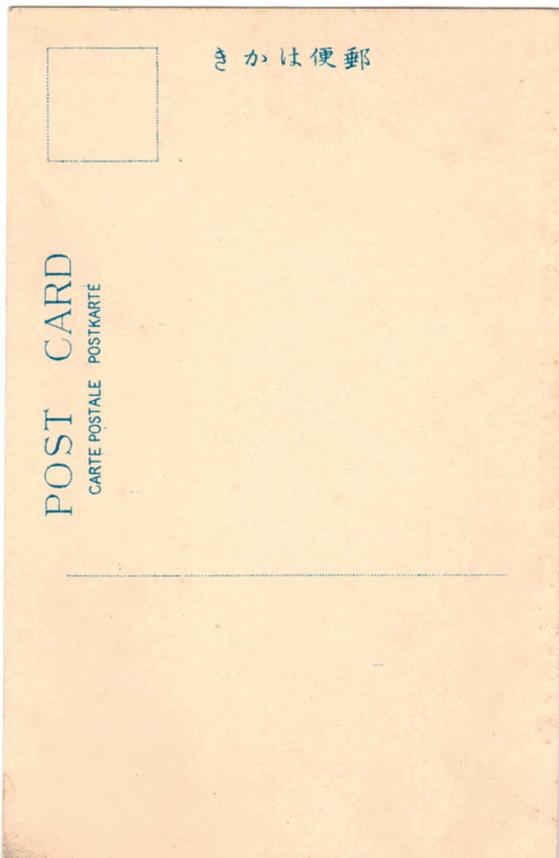
絵葉書 A

袋裏

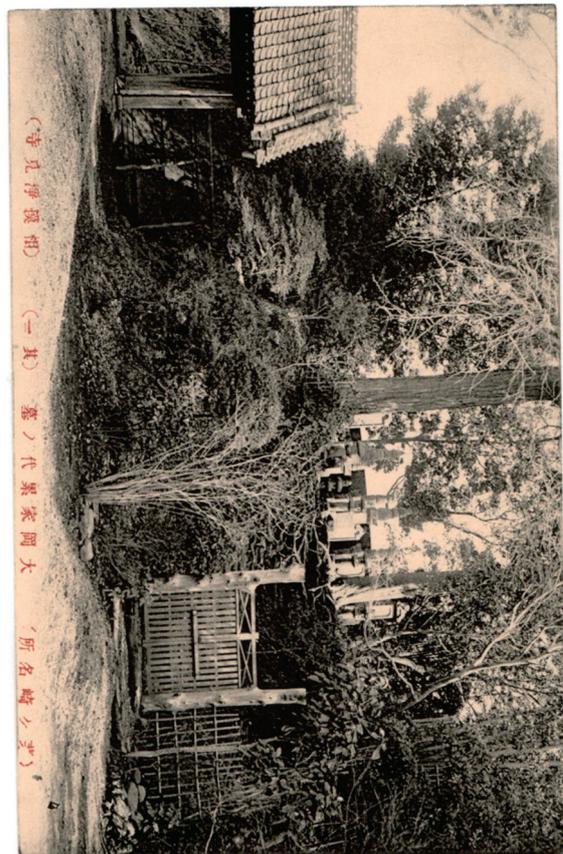


A 裏

M40-T7



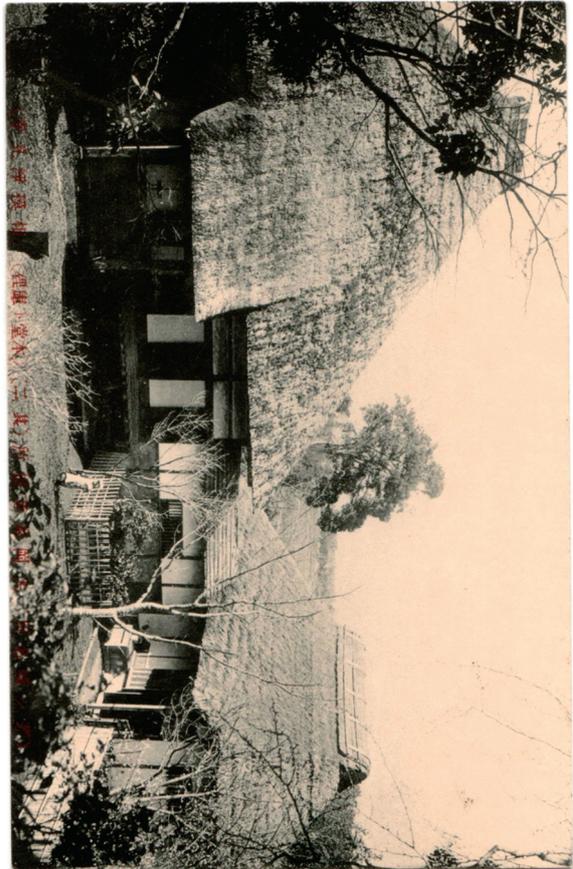
A 1 大岡家累代ノ墓 (其一)



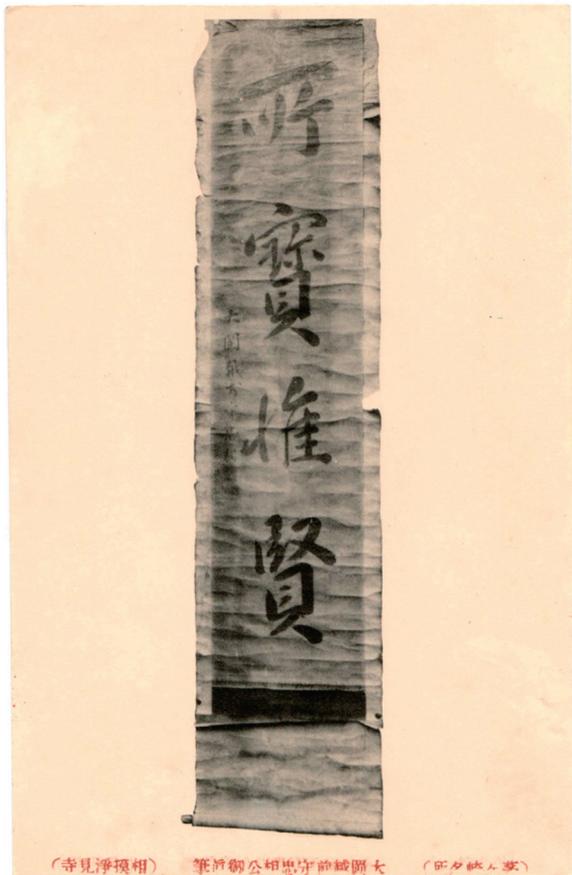
A 3 大岡家累代ノ墓 (其三)



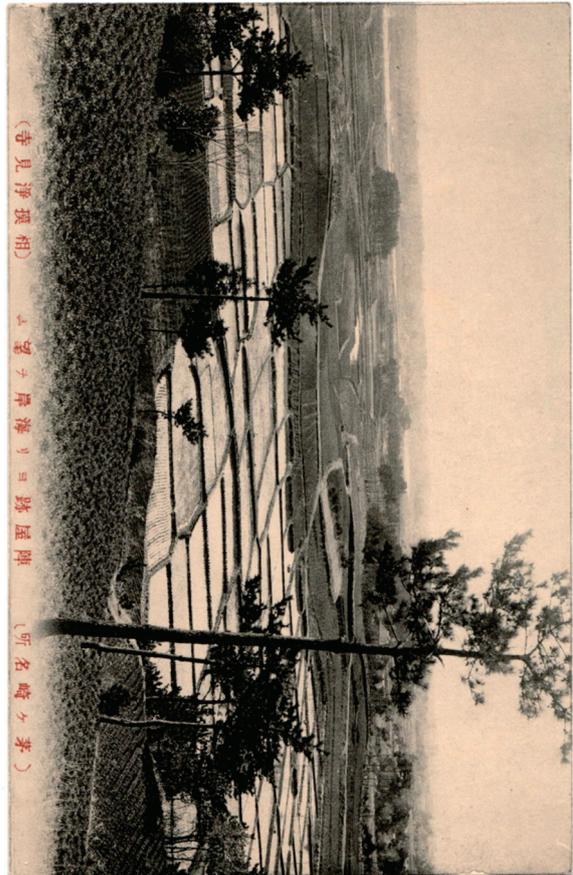
A 2 大岡家菩提所 (其二) (本堂ト庫裏)



A 5 大岡越前守忠相公御真筆

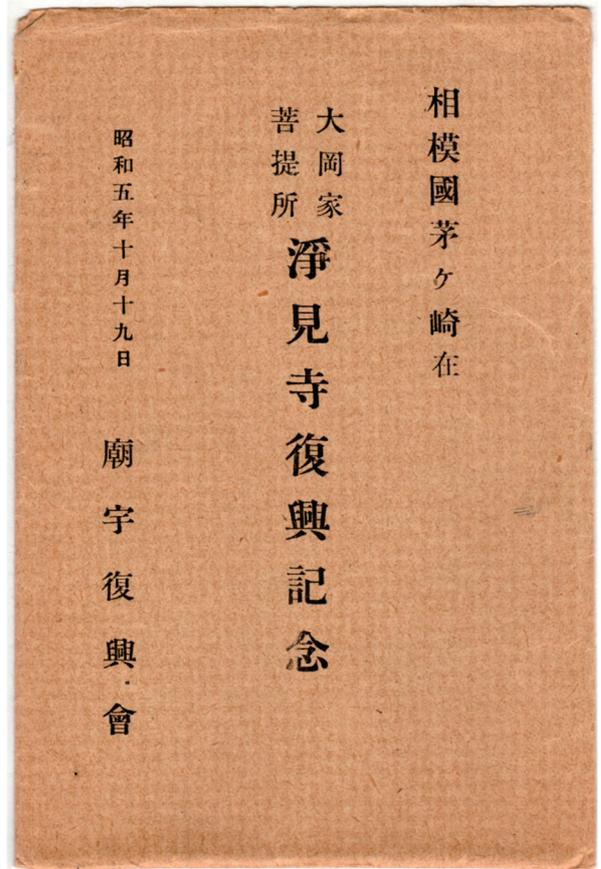


A 4 陣屋跡ヨリ海岸ヲ望ム



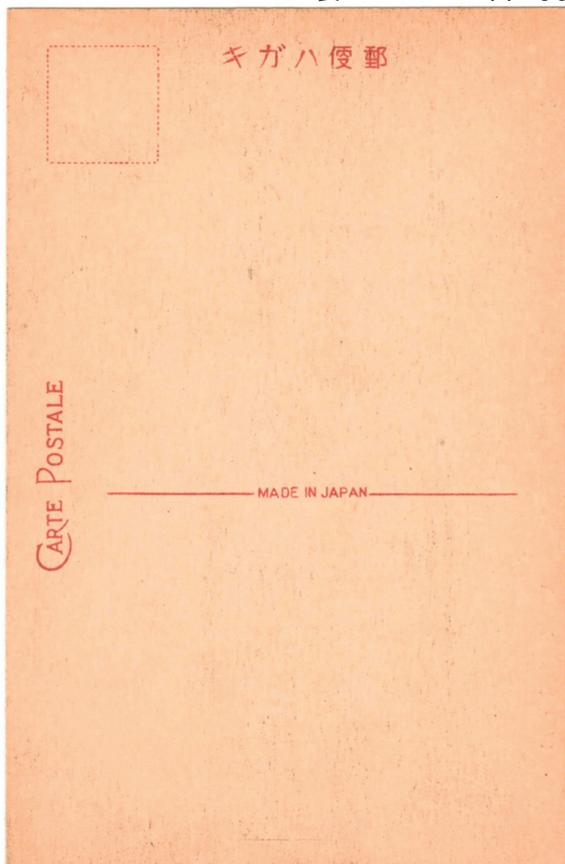
絵葉書 B

袋裏

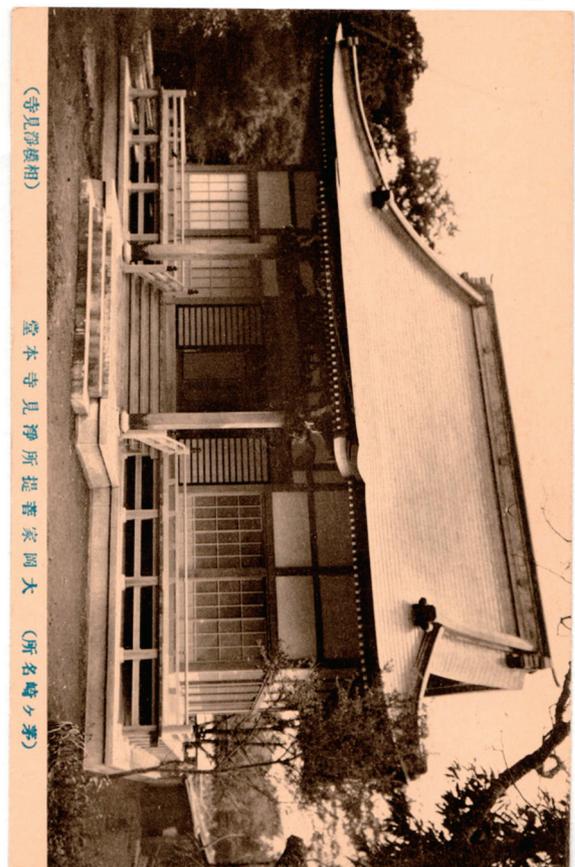


B 裏

T7-S8



B 1 大岡家菩提所淨見寺本堂



◎窓月山淨見寺緣起

常寺は文祿元年三月大岡家初代の祖忠右衛門忠勝公相効高座郡堤村領地へ吾子の菩提を吊はんか爲め庵を結びて淨見と號し文祿三年六月十二日薨去法諡大綱院殿忠譽窓月淨見大居士と稱す慶長十六年大岡家二代の祖忠右衛門忠政父祖の爲め庵を改め堂宇創建して法幢の地となし、父祖の法號窓月淨見を以て直ちに寺號とす。爾來窓月山淨見と稱ふ、又該寺開闢の住職は柴田勝家の次男にて性蒲柳早く遁世し父祖の冥福を祈る即ち深譽上人圓察大和尚なり。

夫れ大岡家の祖先は大職冠鎌足十八代九條太政大臣兼實十五代關白左大臣尙經の末男にして九條善吉と言へるあり、故ありて三河國碧海郡大岡村に住し後ち村名を以て氏となし大岡善吉と言ふ長男忠右衛門助勝(後ち忠勝)初めて徳川清康、廣忠、家康の三公に歴任し武勳に依り鎗一振及び廣忠公の諱名忠の一字を賜はり是より以後代々忠の一字を用ふ、而して忠勝を以て大岡家初代と定む。

忠勝の長男則ち二代の祖忠右衛門忠政天正十九年五月三日家康公より相効高座郡堤村の内三百八十石及び寛永二年十二月十二日秀忠公より同國同郡大曲村に於て二百二十石を武勳に依りて賜はる。五代の裔忠右衛門忠相公は享保年間江戸町奉行となり越前守に任せられ治績に依り加俸諸侯の列に斑す。

寶曆元年十二月十六日(百六十五年前)薨去せらる。法諡松運院殿前越効刺史從五位下興譽仁山崇義大居士と號し宗家中興の祖とす。大正元年十一月十九日 天皇陛下より江戸町奉行の功績に依り贈從四位を賜はる。初代忠勝公より現子爵忠綱公に至るまで拾三代也。大岡家は二代忠政公の時より分家を生じ宗家を合せて拾家あり、武効岩槻城主現子爵忠量公は其の一にして他の八家は舊幕臣也。窓月山堂宇の創始は二代忠政公の發願にて慶長十六年建立し、享保十五年七世單譽上人時代に改築を加へ現今に至りしが、偶往年の關東大震災に遭遇して堂宇倒潰し、公の墳塋もまた之が爲め破壊す。然る所公の徳風清節を欽慕する朝野の名士相諮りて公の塋域を修築すると共に殿堂を再建し尙ほ境内に復興紀念碑を建て一層茲に美觀を呈す時昭和五年十月十九日也。

◎大岡家菩提所

大岡家の菩提所は祖先の領地たる相効茅ヶ崎在堤淨土宗淨見寺と東京府下野方曹洞宗功運寺外に別家の菩提所七箇寺あり功運寺は中世より夫人方の墓所となり。淨見寺は殿方の墓所にして開祖より中興忠相公及び歴代の當主は窓月山頭大樹のもとにてエイ埋せられたまふ。

◎寺 寶

忠相公御用品

火鉢 一個 煙草盆 一個 膳具二膳

忠相公御眞筆

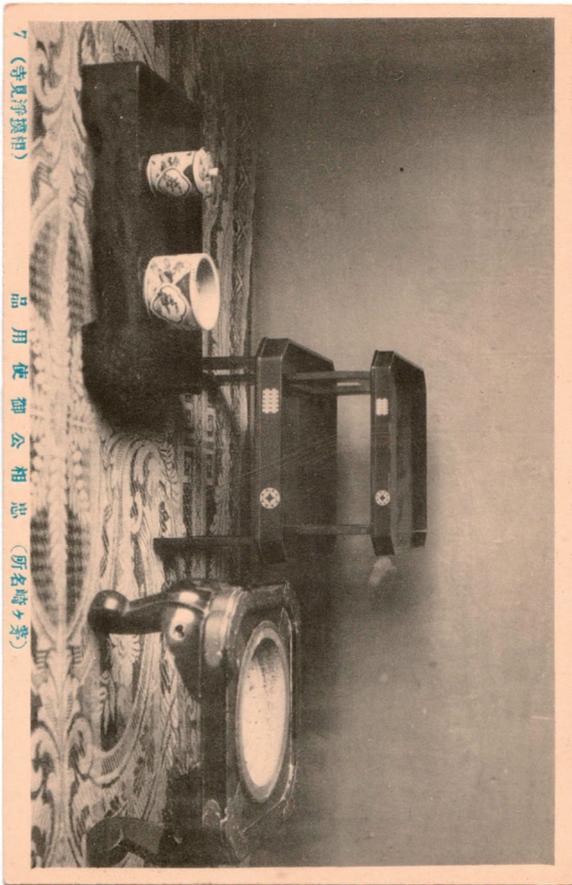
所寶惟賢 一 軸 施主堤 石井文四郎

窓月山淨見寺二十三世

菱 科 顯 順 識

絵葉書 C

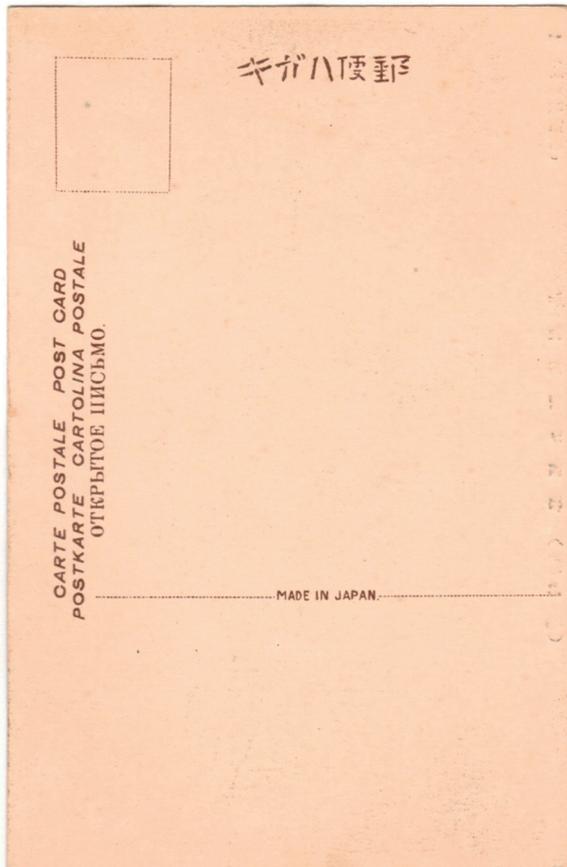
C 2 忠相公御使用品



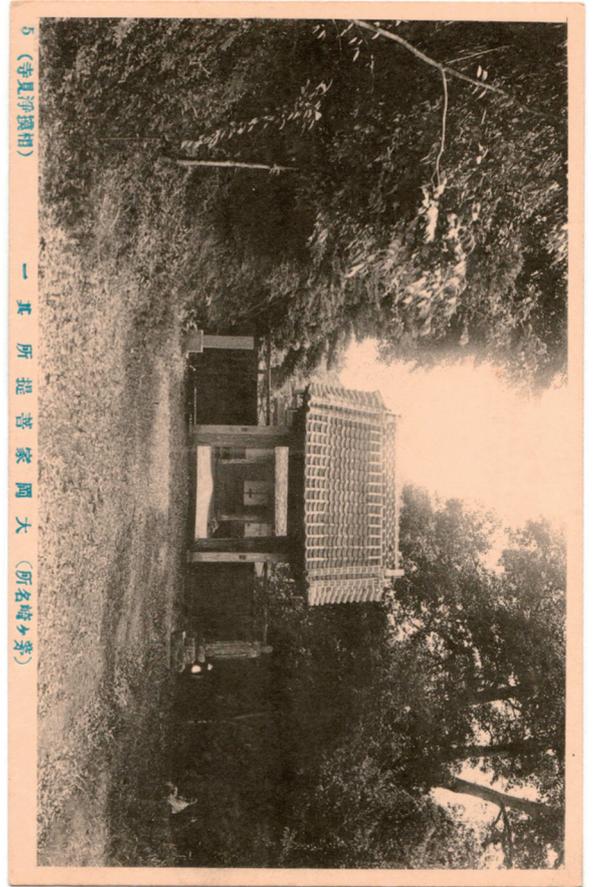
7 (寄見淨撰印)

品用使御公相忠 (所名崎ヶ葉)

C 裏 M40-T7



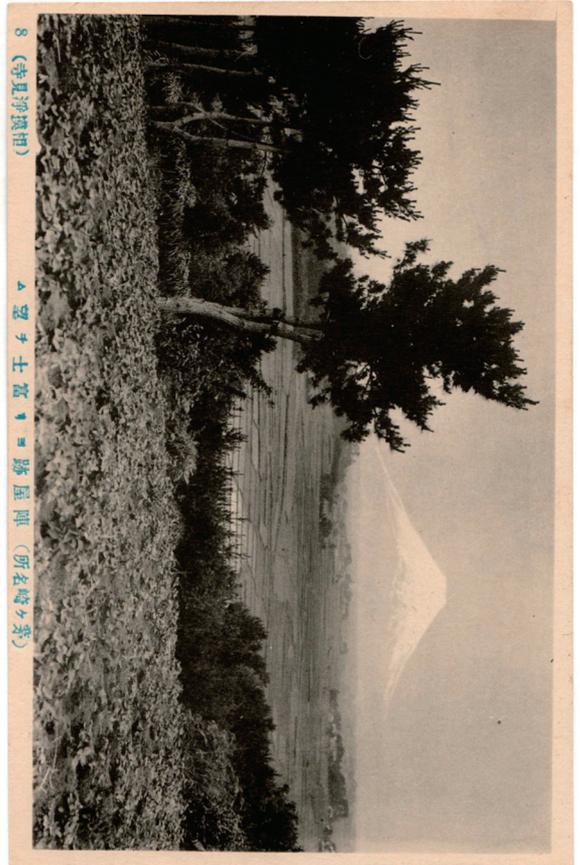
C 1 大岡家菩提所 其一



5 (寄見淨撰印)

一其所提菩家岡大 (所名崎ヶ葉)

C 3 陣屋跡ヨリ富士ヲ望ム



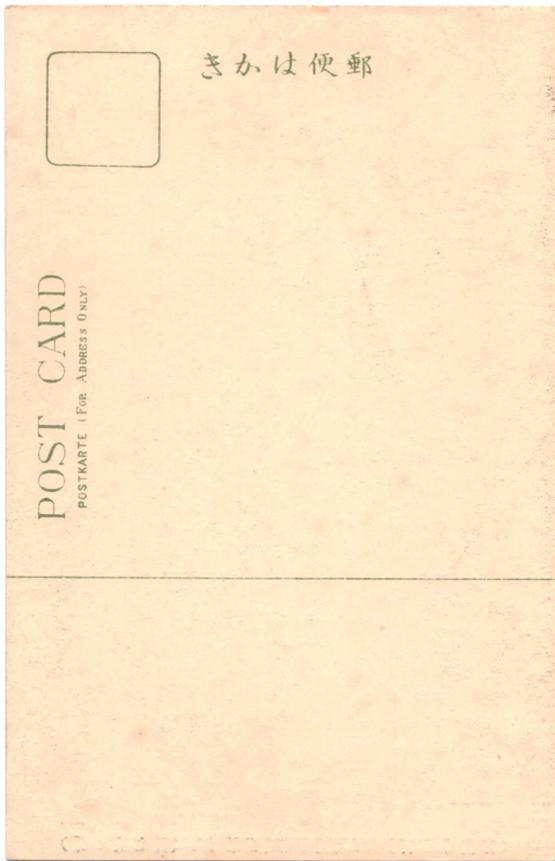
8 (寄見淨撰印)

▲望ヲ士富▼陣屋跡 (所名崎ヶ葉)

絵葉書 D

D 1 裏

M40-T7



D 1

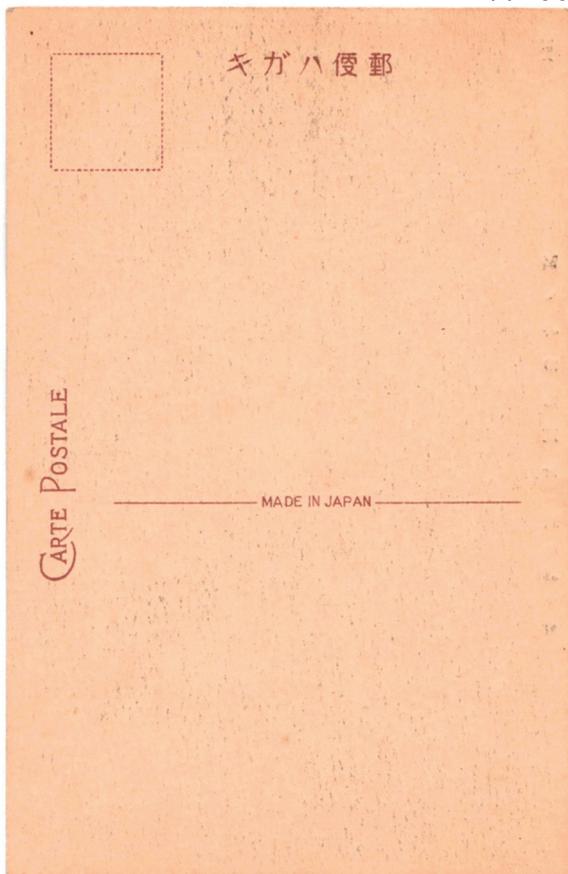
大岡越前守藤原忠相公墓



絵葉書 E

E 1 裏

T7-S8



E 1

大岡越前守ノ墓

